

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十一月二十五日とする。

理由

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。